

仕 様 説 明 書

1. 件 名 関東運輸局 川崎海事事務所一般公用車の交換購入一式
2. 仕 様 書 別紙のとおり
3. 仕様説明に対する
質問書提出期限 令7年10月15日(水) 12:00まで
4. 同上提出及び
回答場所 神奈川県横浜市中区北仲通5-57
横浜第2合同庁舎17階
関東運輸局総務部会計課
電 話 045-211-7207
E-mail ktt-keiyakukanri@gxb.mlit.go.jp
5. 回 答 日 時 令7年10月16日(木) 16:00まで

仕 様 書

1. 件 名 関東運輸局 川崎海事事務所一般公用車の交換購入一式

2. 条 件

「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 6 条第 1 項の規定に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（令和 7 年 1 月 28 日変更閣議決定）に該当する未登録の新車であること。ただし、国土交通省から指名停止措置を受けている者の製造に係る車両を除く。

3. 交換により納入する車

（1）関東運輸局川崎海事事務所 1 台

4. 納車期限

（1）令和 8 年 3 月 31 日

5. 納車場所及び引渡車の引渡場所

（1）関東運輸局川崎海事事務所 川崎市川崎区千鳥町 12-3
川崎港湾合同庁舎

6. 交換により納入する自動車の性能・諸元等

- | | |
|----------|---|
| ①種 類 | 「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 6 条第 1 項の規定に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（令和 7 年 1 月 28 日変更閣議決定）に該当する自動車とし、車種はハイブリット自動車とする。 |
| ②乗 車 定 員 | 5 名以上 |
| ③総 排 気 量 | 1,100cc 相当以上 |
| ④使 用 燃 料 | 無鉛レギュラーガソリン |
| ⑤駆 動 方 式 | 二輪駆動 |
| ⑥大 き さ | 長さ：4.5m 以下
幅 ：1.8m 以下
高さ：1.6m 以下 |
| ⑦車 両 重 量 | 1,001kg 以上、1,400kg 以下 |
| ⑧荷 室 容 量 | 4 名乗車時で 280L 以上 |
| ⑨変 速 機 | MT 以外 |

- ⑩装 備 品 A B S
 運転席・助手席エアバック
 エアコンディショナー
 パワーウィンドウ
 パワードアロック
 電動格納式ドアミラー
- ⑪付 属 品 フロアマット ー式
 ナビゲーションシステム（セットアップ作業含む） ー式
 ・HDD、SD／SDHC方式
 ・AM・FM ラジオを受信可能なもの
 ・保証期間3年間を有するもの
 ※テレビ視聴機能は、走行時・停車時ともに作動できない状態
 にすること
 音声ガイド型 ETC 車載器（セットアップ作業含む） ー式
 ドライブレコーダー
 （フロント用及びリア用、セットアップ作業含む） ー式
 バックカメラ（セットアップ作業含む） ー式
 応急スペアタイヤ又はパンク修理キット
- ⑫塗 色 標準色とし、落札後決定する
- ⑬自動車登録番号票 GREEN×EXPO 2027 特別仕様又は全国版図柄入りナンバープレート（フルカラー又はモノトーン）とする

7. 交換により引き渡す自動車

- （1）車名：日産 シルフィ （ナンバー：川崎500に3708）
 年式：平成15年 / 塗色：シルバー
 走行距離：30,788km（令和7年6月6日現在）
 「再資源化預託金等」11,040円及び「情報管理料金」130円
 車検証有効期間満了日 令和8年 3月11日

8. 取扱説明等

受注者は、自動車納入時に注意事項等の取扱説明を行うこと。

9. 契約不適合責任

発注者は、納入自動車の引渡完了後、契約内容に適合しない場合（以下「契約不適合」という）、発注者の指定した方法による追完請求をすることができる。

2 発注者は、前項の規定により契約不適合に関し履行の追完を請求する場合、

その契約不適合を知った時から１年以内に受注者に通知しなければならない。
ただし、受注者が納車時においてその契約不適合を知り、又は重大な過失があった場合はこの限りではない。

10. 諸費用等の取扱

- (1) 受注者は、次の費用を負担するものとする。
 - ①新車登録手続に要する費用
(ただし、車庫証明書は発注者が用意する)
 - ②指定納入場所までの納入に要する費用
 - ③交換引渡自動車の引き取りに要する費用
- (2) 自動車重量税、自動車損害賠償責任保険料（36 ヶ月分）は、入札価格に含めない。
- (3) 契約書の価格には、自動車重量税、自動車損害賠償責任保険料及び自動車リサイクル料金等の法定費用は含まないものとする。当該金額の支払い方法は、受注者と協議の上で決定する。

11. その他

- (1) 当該交換購入契約に際し、関東運輸局から引渡し予定の自動車については、既に「使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）」（平成14年法律第87号）第73条に基づく「再資源化預託金等」及び「情報管理料金」を7.（1）のとおり預託済である。
- (2) 7.（1）に示す自動車の所有権を受注者に譲渡する日をもって、関東運輸局は当該自動車の最終所有者ではなくなる。よって、既に預託済の再資源化預託金等を受注者に請求するので、受注者は別途発行する納入告知書により、所定の期限までに納付するものとする。
- (3) 入札価格の算出に当たっては、7.（1）に示す自動車の自動車損害賠償責任保険料の残り期間分を考慮して算出すること。
- (4) 7.（1）に示す自動車の引渡しの日から15日以内に移転登録又は移転抹消登録をし、自動車検査証の写し若しくは登録事項証明書又は登録識別情報等通知書の写しを提出すること。
- (5) 納品の際は納品書を添付すること。
- (6) 納品完了後に検査職員が検査を行うものとする。
- (7) 本仕様書の内容に疑義の生じた場合は、担当職員の指示によることとする。

12. 検査職員

関東運輸局川崎海事事務所 次長